

新規就農者向けパンフレット

埼玉県上里町

令和6年度版

上里町で、 農業を始める。



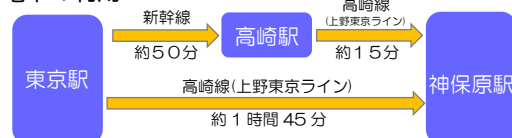
上里町ってどんなところ？

「安全、のんびり、ほどほど」でアクセス良し ㊤

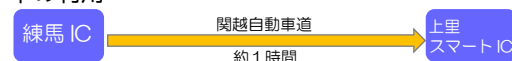
上里町は、埼玉県北の玄関口で群馬県と隣接し、利根川に流れ込む神流川と烏川に囲まれた自然豊かな町です。なだらかな平地となっていて、台風や東日本大震災においても大きな被害がなく、全国的にも比較的安全な場所です。ＪＲ高崎線神保原駅や、関越自動車道上里スマートインター、国道１７号線・２５４号線があり、交通も非常に便利な場所で、首都圏へのベッドタウンとしても住宅街が形成されています。また、映画館や大型店舗などの商業施設もあり、「のんびり、ほどほど」な暮らしやすい街です。



電車の利用



車の利用



上里町の農業は？

恵まれた自然環境で多彩な農業が展開 ㊤

上里町は、昔から農業が盛んな地域です。野菜では、ハウス栽培のきゅうり、トマトをはじめ、ねぎ、ブロッコリー、はくさい、キャベツ等が多く出荷されています。環境にやさしい有機栽培等への取り組みも盛んに行われており、化学肥料、農薬の使用量の削減に取り組んでいます。

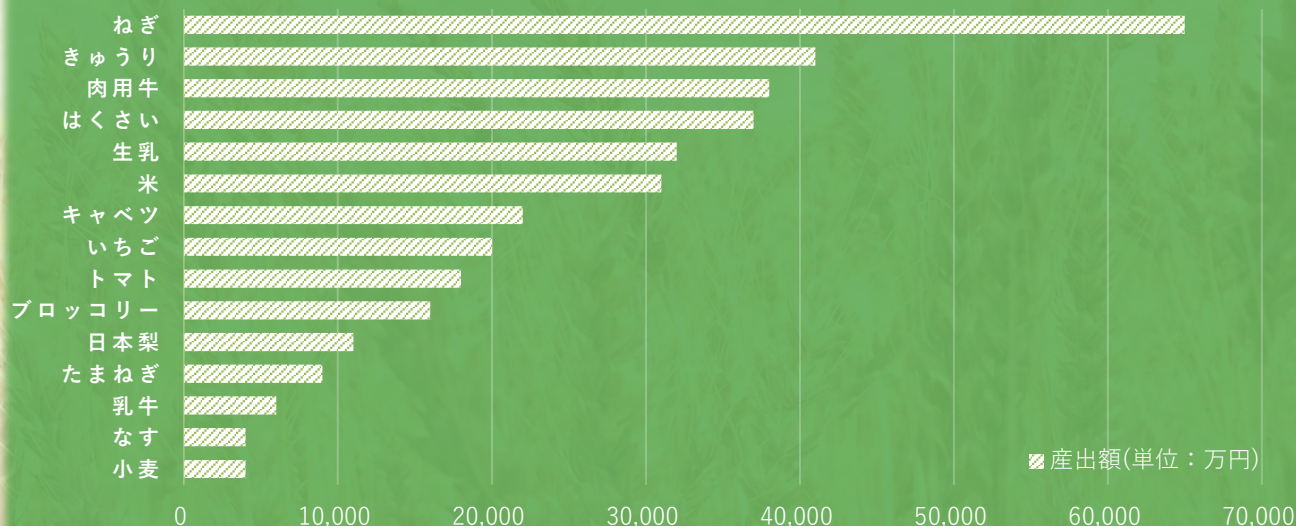
また、近年では種子小麦の「さとのそら」や特別栽培米の「かんな清流米」が本地域を代表する農作物として定着してきています。さらに梨は、「上里梨」として広く出荷され、国道２５４号を中心に多くの個人直売所があります。

畜産については、肉牛、酪農、養豚、養鶏の４畜種を中心として展開されており、農業との複合経営も増えています。

ほ場整備については、国営かんがい排水事業による用排水路の整備をはじめ、農地の区画整理、農道の整備などが総合的に進められ、平成２５年度に完了しています。

上里町における農業産出額

出典：令和３年 市町村別農業産出額（推計）



就農までのプロセス(例)

就農には「十分な準備と計画」を 

農業体験

○農業大学校などの体験研修 等

情報収集・就農相談

○農家や関係者から話を聞く 等

就農ビジョンを明確化

○どこでどのように就農したいのか。
○栽培地や栽培方法は適しているか。

相談

就農相談（相談窓口）

○公益社団法人埼玉県農林公社
○埼玉県農業大学校
○本庄農林振興センター農業支援部
○埼玉県農業会議
○上里町・上里町農業委員会
○J A・各種農業団体

就農意思の確定により、就農形態を選択

学校以外での技術・知識の習得

○町内農業者のもとで研修
○明日の農業担い手育成塾^{※1}の活用
○農の雇用事業^{※2}の活用
○新規就農育成総合対策（就農準備資金）^{※3}の活用

※1 市町村、J A、農業委員会等の関係機関が就農のサポートを行うために設置されており、就農に向けた研修等を実施しています。

※2 農業法人等が、新規就農者である雇用者等に対して実施する研修を支援する事業です。

※3 就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受けるものに対し、資金が交付されます。

学校での技術・知識の習得

○埼玉県農業大学校等へ入学
○新規就農育成総合対策（就農準備資金）^{※3}の活用

※3 就農に向けて必要な技術等を習得するために研修を受けるものに対し、資金が交付されます。

就職先を探す

○『新・農業人フェア』^{※4}へ参加
○ハローワーク等での就職相談

※4 農林水産省の補助事業として企業が主催・運営しているイベントです。日本全国の農業関係者が出展し、様々な情報を集めることができます。

農地・機械等の準備

○農地の確保
・上里町役場 産業振興課（農業委員会）等へ相談^{※5}
○農業機械・施設の確保
・上里町役場 産業振興課、J A、金融機関等へ相談
→新規就農者に対する補助制度、融資等の紹介
○資金の確保（生活資金を含む）
○住居の確保
・空き家バンク制度等の活用

※5 農地を借りたい方のご相談に応じています。借用には申請が必要となりますので、詳細はご相談ください。

見学・面接

農業経営を開始!!

○経営資金の確保
・上里町役場 産業振興課等へ相談
→新規就農育成総合対策（経営開始資金等）^{※6}の活用

※6 次世代を担う農業者となることを目指す49歳以下の独立・自営就農する認定新規就農者に対し、一定の要件を満たす場合、就農してから経営が安定するまで資金を交付する制度です。

独立を希望

農業法人等に就職!!

次世代農業を担う優れた青年等を「未来の担い手」として確保・育成するため、新たに農業経営に取り組もうとする青年等が作成する『青年等就農計画』を、各市町村が審査・認定する制度です。

この青年等就農計画を作成し、市町村長の認定を受けた者を「認定新規就農者」といい、認定新規就農者には、重点的な支援措置が講じられます。対象は新たに農業経営を営もうとする青年等または、農業経営を開始して5年以内の青年等で、以下に該当する方です。

- ① 青年（原則18歳以上45歳未満）
- ② 特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）
- ③ 上記の者が役員の過半数を占める法人

なお、認定新規就農者の経営状況の把握や指導・助言等を実施するため、毎年、認定新規就農者は自らの計画の目標達成に向けて自己チェックを行い、その結果や経営管理状況を提出する必要があります。

主 な 支 援 措 置

○ 上里町新規就農者支援事業補助金

上里町内で農業経営の確立を目指す新規就農者（青年等就農計画の認定の日から起算して5年を経過していない就農者）に対して、定植機や管理機、マルチャーなどの農業用機械・ビニールハウス整備などの農業用施設の購入経費の2分の1を補助します（上限30万円）。

申請は購入の前に行う必要がありますので、申請をお考えの方は、まず産業振興課へご相談ください。

※ 町内に農地を所有・借用することや町税に滞納がないこと、販売店から購入すること等の要件があります。

※ 農業用以外に汎用性の高いものは認められない場合があります。

※ 予算額に達した場合は、申請受付を終了いたします。

【窓口：上里町役場 産業振興課】

○ 新規就農育成総合対策（経営開始資金）

次世代を担う農業者となることを目指す49歳以下の独立・自営就農する認定新規就農者に対して、一定の要件を満たす場合、営農開始から経営が安定するまでの最大3年間、月12.5万円（年間150万円）を定額交付する制度です。

また、「経営・技術」「営農資金」「農地」等の各課題について相談できる体制を築き、就農者を支援します。

※ 夫婦が同格の経営者として共同経営する場合は、交付金額が1.5人分になる夫婦特例があります。

※ 交付期間中及び交付期間終了後5年間（最長8年間）は、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告を提出いただくほか、サポートチームによる面談とほ場の確認及び営農指導を実施します。

【窓口：上里町役場 産業振興課】

○ 新規就農育成総合対策（経営発展支援事業）

次世代を担う農業者となることを目指す49歳以下の独立・自営就農する認定新規就農者に対して、一定の要件を満たす場合、就農後の経営発展のために必要な機械・施設等導入にかかる経費（上限1,000万円（経営開始資金の交付対象者は上限500万円））の4分の3を補助する制度です。

また、営農開始資金と同様に「経営・技術」「営農資金」「農地」等の各課題について相談できる体制を築き、就農者を支援します。

※ 夫婦が同格の経営者として共同経営する場合は、交付金額が1.5人分になる夫婦特例があります。

※ 交付期間中及び交付期間終了後5年間（最長8年間）は、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月の就農状況報告を提出いただくほか、サポートチームによる面談とほ場の確認及び営農指導を実施します。

【窓口：上里町役場 産業振興課】

発行元 上里町役場 2階 産業振興課 産業観光係

TEL:0495-35-1232 FAX:0495-33-2429